

⑮法律・条例・規則・協定等

令和6年3月

○福井県防災会議条例

昭和三十七年九月二十九日
福井県条例第四十一号
改正 昭和四二年三月一八日条例第三号
平成一七年一〇月一一日条例第六五号
平成二四年一〇月一五日条例第四五号

福井県防災会議条例を公布する。

福井県防災会議条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十五条第八項の規定に基づき、福井県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員および専門委員)

第二条 委員の定数は、五十五人以内とする。

2 市町長および消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから任命される委員ならびに自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 防災会議に、必要があると認めるときは専門委員を置く。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭四二条例三・平一七条例六五・平二四条例四五・一部改正)

(幹事)

第三条 防災会議に、幹事四十人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第四条 防災会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(その他)

第五条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第六五号）抄

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定 平成十八年三月三日

附 則（平成二四年条例第四五号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福井県防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間にこの条例による改正後の福井県防災会議条例第二条第二項に規定する自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、同項の規定にかかわらず、同日までとする。

福 井 県 防 災 会 議 内 規

(目的)

第1条 この内規は、福井県防災会議条例（昭和37年福井県条例第41号）第5条の規定に基づき福井県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 防災会議の招集は、会長が行なう。

2 会議招集の通知には、会議の日時、場所および議題を附記しなければならない。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席出来ないときは、その代理者を出席させることかできる。

2 委員または代理が共に出席出来ないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議)

第4条 防災会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことが出来ない。この場合前条の第1項の代理出席者は委員とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、会長は、委員の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、防災会議の決議に代えることができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) その他やむを得ない事情により防災会議を招集することが出来ないとき。

(専決処分)

第5条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することが出来ないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 前項の規定により、会長が専決処分することができる事項は、別記のとおりとする。

3 会長は、第1項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告し、承認を求めなければならない。

(異動等の報告)

第6条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第1号より第4号までおよび第7号の委員が異動等により変更があった場合は、後任者は、その職、氏名および異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

附 則

この内規は、昭和37年10月25日より適用する。

附 則

この内規は、平成15年2月6日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年5月27日から施行する。

(別記)

1 福井県地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。(法14)

2 災害に関する情報を収集すること。(法14)

3 災害応急対策および災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。(法14)

4 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。(法14)

- 5 市町防災会議の共同設置または不設置の承認について、知事に意見を具申すること。(法 16)
- 6 関係機関の長に対し、資料または情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
(法 21)
- 7 市町地域防災計画の修正について、知事に意見の具申をすること。(法 42)
- 8 福井県地域防災計画の軽微な修正または資料編の修正に関すること。

福井県防災会議委員および幹事

R 6 . 2

所属	職名		委員の根拠
	委員	幹事	
中部管区警察局	局長	災害対策官 情報通信部機動通信課長	法15条5項1号(指定地方行政機関)
北陸総合通信局	局長	防災対策推進室長	〃
北陸財務局福井財務事務所	所長		〃
近畿厚生局	局長		〃
福井労働局	局長		〃
北陸農政局	次長	地方参事官(福井支局長)	〃
近畿中国森林管理局	局長	福井森林管理署長	〃
近畿経済産業局	局長		〃
中部近畿産業保安監督部近畿支部	支部長		〃
近畿地方整備局	局長	総括防災調整官	〃
北陸地方整備局敦賀港湾事務所	所長		〃
中部運輸局	局長	福井運輸支局長	〃
大阪航空局小松空港事務所	所長		〃
国土地理院北陸地方測量部	部長		〃
福井地方気象台	台長	防災管理官	〃
第八管区海上保安本部敦賀海上保安部	部長	警備救難課長	〃
陸上自衛隊第14普通科連隊	連隊長	第3科長	災対法15条5項2号(陸上自衛隊)
福井県教育委員会	教育長	教育政策課長	災対法15条5項3号(教育長)
福井県警察本部	本部長	警備課長 交通規制課長	災対法15条5項4号(警察本部長)
福井県	副知事		災対法15条5項5号(県職員)
福井県市長会	会長(福井市長)		災対法15条5項6号(市町長)
福井県町村会	会長(池田町長)		〃
福井県消防長会	会長	救急救助課長	災対法15条5項6号(消防長)
公益財団法人福井県消防協会	会長		災対法15条5項6号(消防団長)
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	理事金沢支社長	安全推進室長	災対法15条5項7号(指定公共機関・指定地方公共機関)
西日本電信電話株式会社福井支店	支店長	設備部長	〃
日本赤十字社福井県支部	事務局長	事業推進課長	〃
日本放送協会福井放送局	局長		〃
中日本高速道路株式会社金沢支社	支社長	保全・サービス事業部 企画統括チームリーダー	〃
北陸電力株式会社福井支店	執行役員福井支店長	総務チーム統括課長	〃
関西電力株式会社原子力事業本部	副事業本部長	総務グループチームマネージャー	〃
株式会社福井新聞社	経営企画局長		〃
一般社団法人福井県医師会	会長		〃
公益社団法人福井県看護協会	会長		災対法15条5項8号(自主防災組織を構成する者または学識経験のある者)
福井県女性防火クラブ連絡協議会	会長		〃
福井大学学術研究院工学系部門建築建設工学講座	准教授		〃
福井県防災士会	副理事長		〃
一般財団法人福井県母子寡婦福祉連合会	会長		〃
公益社団法人福井県栄養士会	会長		〃
福井大学国際地域学部	准教授		〃
福井県立大学学術教養センター	准教授		〃
公益財団法人松原病院	公認心理士・臨床心理士		〃
医療法人産婦人科鈴木クリニック	副院長		〃
まちづくり福井株式会社	企画・事業部長		〃
福井県立大学経済学部	教授		〃
福井県立大学	非常勤講師		〃
社会福祉法人福井県聴覚障がい者協会	登録手話通訳者		〃
福井県連合婦人会	会長		〃
特定非営利活動法人ふくい災害ボランティアネット	副理事長		〃
福井県電気工事工業組合女性部	部長		〃
福井工業大学環境情報学部	教授		〃

福井県防災会議震災対策部会設置要領

(設置)

第1条 地震災害対策の調整推進を図るため、福井県防災会議条例(昭和37年9月29日条例第41号)第4条に基づき福井県防災会議に震災対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(業務の概要)

第2条 部会は、次に掲げる業務を行なう。
地震防災に係わる施策の検討と計画の立案。

(委員および専門委員)

第3条 委員は、会長が指名する。
2 専門委員は、学識経験者を会長が指名または委嘱する。

(事務局)

第4条 部会に関する事務処理は、消防防災課で行なう。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は会長が定めるものとする。

(設置時期)

昭和63年3月23日

○福井県災害対策本部条例

昭和三十七年九月二十九日

福井県条例第四十二号

改正 平成八年七月一二日条例第三五号

平成二四年一〇月一五日条例第四五号

福井県災害対策本部条例を公布する。

福井県災害対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第八項の規定に基づき、福井県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平八条例三五・平二四条例四五・一部改正)

(職務)

第二条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第三条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第四条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置く。

2 現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員は、災害対策副本部長および災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

3 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平八条例三五・追加)

(その他)

第五条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平八条例三五・旧第四条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第四五号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

福井県災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県災害対策本部条例（昭和37年福井県条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、福井県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する場合（放射性物質の大量放出により生ずる災害および石油類の海洋への大量流出により生ずる災害の場合を除く。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織および業務分担)

第2条 部長を補佐するため、部にそれぞれ副部長または幕僚を置き、別表第1に掲げるものをもって充てる。

- 2 部に別表第1のとおり班を置き、班の長は班長とし、同表に掲げるものをもって充てる。
- 3 班員は、班長の所属の職員をもって充てる。
- 4 部および班の業務分担は、別表第2のとおりとする。
- 5 事務局の構成および事務分掌は、別に定める。
- 6 各部連絡責任者は、別表第3に掲げるものをもって充てる。
- 7 各部連絡員は、各部局副部長（会計局は審査指導課長、教育庁は教育政策課長、警察本部は警備課長、議会局は総務課長が推薦するものをもって充てる。

(本部会議)

第3条 本部員は、必要により関係副部長、幕僚、班長その他の職員を本部会議に出席させることができる。

- 2 本部員は、本部会議の招集を必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。

(各部連絡責任者会議)

第4条 事務局長は、必要により班長その他の職員を各部連絡責任者会議に出席させることができる。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受けて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の事務を掌理し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 現地本部に、現地本部長を補佐するため、現地副本部長を置く。
- 3 現地副本部長は、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。
- 4 現地本部員は、本部長が指名するものをもって充てる。
- 5 現地本部の事務を処理するため、現地本部に現地班を設け、班に現地班長および現地班員を置く。
- 6 現地班長および現地班員は、現地本部長が指名する。
- 7 班の業務分担は、別表第4のとおりとする。
- 8 本部長は、現地における災害応急対策がおおむね完了したと判断した場合は、現地本部を廃止する。

(職員の招集体制)

第6条 班長は、勤務時間外または休日等において遅滞なく職員の招集が行なわれるよ

う、あらかじめ職員の招集順位、連絡方法その他の招集体制を整備しておくものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対策本部の組織について

本部長 知事
 副本部長 副知事、危機管理監
 本部員 教育長、各部長、会計管理者、警察本部長
 報道主管者 防災安全部長（国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の場合）
 総務部副部長または防災安全部副部長（災害対策本部の場合）

部	部長	副部長・幕僚	班	班長
総務部	総務部長	知事公室長 総務部副部長	連絡班	総務部副部長
			秘書班	秘書課長
			広報班	広報広聴課長
			財政班	財政課長
			救援隊受入班	税務課長
			人事厚生班	人事課長
			設備班	財産活用課長
			特命班	情報公開・法制課長 大学私学課長
			指導班	市町協働課長
未来創造部	未来創造部長	新幹線・交通まちづくり局長 未来創造部副部長	渉外連絡班	未来戦略課長
			ボランティア班	県民活躍課長 女性活躍課長
			情報システム班	DX推進課長 統計調査課長
			交通対策班	新幹線建設推進課長 地域鉄道課長 交通まちづくり課長
防災安全部	防災安全部長	防災安全部副部長	連絡班	防災安全部副部長
			生活班	県民安全課長
			防災班	危機管理課 消防保安課
			放射能対策班	原子力安全対策課長
交流文化部	交流文化部長	交流文化部副部長	連絡班	交流文化部副部長
			特命班	魅力創造課長 定住交流課長 新幹線開業課長 ふくい桜マラソン課長
			観光班	観光誘客課長
			文化施設班	文化課長
			体育班	スポーツ課長 マラソン課長

部	部長	副部長・幕僚	班	班長
エネルギー環境部	エネルギー環境部長	エネルギー環境副部長	連絡班	エネルギー環境部副部長
			情報収集班	エネルギー課長
			公害班	環境政策課長 自然環境課長
			廃棄物対策班	循環社会推進課長
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部副部長	連絡班	健康福祉部副部長
			救助班	地域福祉課長
			要配慮者支援班	長寿福祉課長 健康政策課長 障がい福祉課長 児童家庭課長
			医務班	地域医療課長 医薬食品・衛生課長
			公衆衛生班	保健予防課長 医薬食品・衛生課長
産業労働部	産業労働部長	産業労働部副部長	連絡班	産業労働部副部長
			商業・サービス業・産業復旧班	経営改革課長 市場開拓課長
			国際班	国際経済課長
			特命班	産業立地課長
			工業班	産業技術課長
			輸送・労務班	労働政策課長
			公営企業班	公営企業課長
農林水産部	農林水産部長	農林水産部副部長 農林水産部副部長（技術）	連絡班	農林水産部副部長
			調達班	流通販売課長 福井米戦略課長 園芸振興課長 中山間農業・畜産課長
			農畜産班	園芸振興課長 中山間農業・畜産課長
			水産班	水産課長
			林務班	県産材活用課長 森づくり課長
			耕地班	農村振興課長 農地保全課長
			土木部	土木部長
調達班	土木管理課長			
道路班	道路建設課長 高規格道路課長 道路保全課長			
河川班	河川課長			
砂防班	砂防防災課長			
港湾空港班	港湾空港課長			
計画班	都市計画課長			
建築班	建築住宅課長 公共建築課長			

部	部長	副部長・幕僚	班	班長	
会計部	会計管理者	審査指導課長	会計班	審査指導課長 会計課長	
			特命班	工事検査課長	
教育部	教育長	教育庁学校教育監 教育庁副部長	連絡班	教育政策課長	
			学校教育班	教職員課長	
			高校教育班	高校教育課長	
			義務教育班	義務教育課長	
			社会教育班	生涯学習・文化財課長	
			文化財班	生涯学習・文化財課長	
			体育班	保健体育課長	
警察部	警察本部長	警務部長 首席監察官 首席参事官(警務部) (警務幕僚)	広報班	県民サポート課	
			装備班	装備管理室長	
			受援班	教養課長	
			給養班	会計課長	
			医療班	厚生課長	
			訟務班	監察課長	
			留置班	留置管理課長	
			情報管理班	情報管理課長	
			生活安全部長 (生活安全幕僚)	生活安全班	生活安全企画課長
				地域安全班	地域課長
		生安特命班		生活環境課長	
		刑事部長 首席参事官(刑事部) (刑事幕僚)	捜査班	組織犯罪対策課長	
			検視班	捜査第一課長	
			鑑識班	鑑識課長	
		交通部長 (交通幕僚)	交通対策班	交通企画課長	
			交通指導班	交通指導課長	
			交通規制班	交通規制課長	
		警備部長 首席参事官(警備部) (警備幕僚)	情報班	公安課長	
			総括・実施班	警備課長	
			警衛警護班	警備課長	
		警察学校長 (特命幕僚)	特命班	警察学校副校長	
		情報通信部長 (通信幕僚)	通信班	機動通信課長	

災害対策本部等設置時における事務分掌一覧

(注) 以下は、災害対策本部(自然災害、石油類大量流出災害)、国民保護対策本部(緊急対処事態事態対策本部)および危機対策基本指針に基づく事件・事故等対策本部の設置時における各部(課)の業務内容

部《部長》	班〈班長〉	分担業務
総務部 《総務部長》 副部長 (知事公室長) (総務部副部長)	連絡班 (総務部副部長)	部内関係被害状況の取りまとめに関する事 部内および関係機関との連絡調整に関する事
	秘書班 (秘書課長)	本部長および副本部長の秘書に関する事
	広報班 (広報広聴課長)	報道機関との連絡に関する事
		県民からの相談・要望の窓口に関する事
		災害(武力攻撃災害)記録写真の整備および提供に関する事 災害(武力攻撃災害)広報資料の収集および提供に関する事
	財政班 (財政課長)	災害(武力攻撃災害)関係費の予算措置に関する事
		中央各省庁視察団、調査団に関する陳情資料のとりまとめに関する事
		議会との連絡調整に関する事
	救援隊受入班 (税務課長)	自衛隊、海上保安部その他救援隊の受入れに関する事(国からの派遣専門家および医療チームを除く) 県税の減免等の特例措置およびその周知徹底に関する事
	人事厚生班 (人事課長)	職員の動員および配置に関する事
		職員の安否確認および被災職員の措置に関する事
		本部職員の保健に関する事
	設備班 (財産活用課長)	本部有線通信設備(警察部の所管するものを除く)に関する事
		本部に係る設備等の設置管理および電力の確保に関する事
		仮設住宅建設候補地となる県有地の状況把握に関する事
		本部職員の宿舎の確保に関する事
本部用および緊急輸送車両(県庁所有車)の配車および管理に関する事		
職員住宅の状況把握に関する事 関係施設の状況把握に関する事		
特命班 (情報公開・法制課長) (大学私学課長)	不服申立てまたは訴訟に関する事	
	行政書士会との連絡調整に関する事	
	私立中学・高校等および大学との連絡調整に関する事 部内の特命事項に関する事	
指導班 (市町協働課長)	被災市町の行財政助言に関する事	
	市町の相互応援に関する事	
	市町の行政機能の確保状況の把握に関する事	
未来創造部 《未来創造部長》 副部長 (新幹線・交通まちづくり局長) (地域戦略部副部長)	渉外連絡班 (未来戦略課長)	部内関係被害状況の取りまとめに関する事
		部内および関係機関との連絡調整に関する事
		中央各省庁の視察団または調査団の受入れに関する事
		部内の特命事項に関する事
	ボランティア班 (女性活躍課長) (県民協働課長)	ボランティアの受入れの総合調整に関する事
	情報システム班 (DX推進課長) (統計調査課長)	情報システムの応急復旧に関する事
		インターネットの運用に関する事
交通対策班 (新幹線建設推進課長) (地域鉄道課長) (交通まちづくり課長)	公共交通機関の被害情報収集に関する事	
	緊急輸送路の把握に関する事	
	輸送車両、船舶等の把握および輸送機関との連絡調整に関する事 避難住民の輸送のための車両船舶の借上げに関する事	

災害対策本部等設置時における事務分掌一覧

(注) 以下は、災害対策本部（自然災害、石油類大量流出災害）、国民保護対策本部（緊急対処事態事態対策本部）および危機対策基本指針に基づく事件・事故等対策本部の設置時における各部（課）の業務内容

部《部長》	班〈班長〉	分担業務		
交流文化部 《交流文化部長》 副部長 (文化・スポーツ局長) (交流文化部副部長)	連絡班 (交流文化部副部長)	部内関係被害状況の取りまとめに関する事 部内および関係機関との連絡調整に関する事		
	特命班 (魅力創造課長) (定住交流課長) (新幹線開業課長) (ふくい桜マラソン課長)	部内の特命事項に関する事		
		関係施設の状況把握に関する事		
	観光班 (観光誘客課長)	旅行者の被災情報収集および支援に関する事 観光対策に関する事		
	文化施設班 (文化課長)	県立文化施設の被害情報収集および応急復旧に関する事 関係施設の状況把握に関する事		
体育班 (スポーツ課長)	体育施設の被害情報収集および応急復旧に関する事			
防災安全部 《防災安全部長》 副部長 (防災安全部副部長)	連絡班 (防災安全部副部長)	部内関係被害状況の取りまとめに関する事 部内および関係機関との連絡調整に関する事		
	生活班 (県民安全課長)	災害（武力攻撃災害）時における県民の消費生活に係る要望の把握に関する事 生活関連物資の値上げの監視に関する事 福井県生活協同組合連合会との連絡調整に関する事 交通安全対策に関する事		
		防災班 (危機管理課長) (消防保安課長)	本部の設置および廃止ならびに本部事務局に関する事 国（消防庁）との連絡調整に関する事 各部連絡班との連絡調整に関する事 本部会議、各部連絡責任者会議、地方連絡部に関する事 自衛隊の派遣要請に関する事 各市町対策本部、消防機関との連絡調整に関する事 被災地の電力施設および電気通信施設等の被害情報収集に関する事 電力会社および電気通信事業者等との復旧等の連絡調整に関する事 ガス施設の被害情報収集および応急復旧に関する事 緊急通報の発令に関する事 救援物資の総合調整に関する事 被害状況の把握に関する事 福井県防災行政無線通信施設の整備、管理および運用ならびに非常通信および応急無線に関する事 防災ヘリコプターに関する事 地震・津波情報、気象情報の収集・伝達に関する事 文民保護の要員に対する特殊標章等に関する事 他都道府県等への応援要請に関する事 緊急消防援助隊に関する事 その他、他の班に属さないこと 原子力災害警戒班に関する事	
			救助班 (危機管理課長) (政策推進G)	災害救助法に基づく救助事務に関する事
	放射能対策班 (原子力安全対策課長)		原子力発電所その他関係機関との連絡調整に関する事	
	エネルギー環境部 《エネルギー環境部長》 副部長 (エネルギー環境部副部長)		連絡班 (エネルギー環境部副部長)	部内関係被害状況の取りまとめに関する事 部内および関係機関との連絡調整に関する事
			情報収集班 (エネルギー課長)	市町および防災関係機関の被害情報収集に関する事 市町の行政機能の確保状況の把握に関する事
				公害班 (環境政策課長) (自然環境課長)
			廃棄物対策班 (循環社会推進課長)	

災害対策本部等設置時における事務分掌一覧

(注) 以下は、災害対策本部（自然災害、石油類大量流出災害）、国民保護対策本部（緊急対処事態事態対策本部）および危機対策基本指針に基づく事件・事故等対策本部の設置時における各部（課）の業務内容

部《部長》	班《班長》	分担業務	
健康福祉部 《健康福祉部長》 副 部 長 《健康医療政策監》 《健康福祉部副部長》	連 絡 班 (健康福祉部副部長)	部内関係被害状況の取りまとめに関する事	
		部内および関係機関との連絡調整に関する事	
	救 助 班 (地域福祉課)	社会福祉施設等（他の班に属するものを除く）の被害情報収集および応急復旧に関する事	
		被災者に対する特別貸付および災害弔慰金の事務に関する事	
		他の自治体からの災害見舞金の受理に関する事	
		救援物資の受理および配分に関する事	
		部内の特命事項に関する事	
		地域保健・福祉の総合調整に関する事	
		健康福祉センターに関する事	
		健康危機管理に関する事	
		関係施設の状況把握に関する事	
		要配慮者支援班 (長寿福祉課長) (障がい福祉課長) (こども未来課長) (児童家庭課長) (健康政策課長)	老人福祉施設、老人保健施設、介護サービス事業所の被害情報収集および応急復旧に関する事
	要配慮高齢者の被災状況把握および救援対策に関する事		
	被災者に対する国民健康保険等の保険料の徴収給付等の特別措置に関する事		
	障がい者福祉施設等の被害情報収集および応急復旧に関する事		
	障がい者の被災状況把握および救援対策に関する事		
	救援物資の受理および配分に関する事		
	児童福祉施設等の被害情報収集および応急復旧に関する事		
	被災者の心のケアに関する事		
	被災児童、母子世帯および寡婦世帯の救援対策に関する事		
	被災地における保育所の開設および運営に対する支援に関する事		
	福祉施設等の避難施設としての対応措置に関する事		
	関係施設の状況把握に関する事		
	医 務 班 (地域医療課長) (医薬食品・衛生課長)		医薬品等の調達および供給に関する事
			救護所の設置および運営に関する事
		医療救護班の派遣に関する事	
		公的医療機関、日本赤十字社福井県支部、医師会等の医療機関および患者搬送機関との連絡調整（外国人の安否情報を除く）に関する事	
		被災医療機関、被災者受入可能医療機関の情報収集に関する事	
		広域的医療支援の要請に関する事	
		赤十字標章等に関する事	
		医療ボランティアの受入れに関する事	
		緊急時医療本部に関する事	
		緊急被ばく医療派遣チームの受入れおよび連絡調整に関する事	
		緊急被ばく医療措置に関する事	
	公衆衛生班 (保健予防課長) (医薬食品・衛生課長)	感染症の予防その他防疫に関する事	
		飲料水・飲食物の摂取制限に関する事	
		被災地の妊婦、乳幼児、難病患者等の支援に関する事	
		食品衛生に関する事	
		水道の被害情報収集および応急復旧に関する事	
		被災地に対する飲料水の供給に関する事	
県内外の火葬場の受入状況の情報収集および連絡調整に関する事			
被災動物（被災家畜を除く）の保護・収容等に関する事			

災害対策本部等設置時における事務分掌一覧

(注) 以下は、災害対策本部（自然災害、石油類大量流出災害）、国民保護対策本部（緊急対処事態事態対策本部）および危機対策基本指針に基づく事件・事故等対策本部の設置時における各部（課）の業務内容

部《部長》	班〈班長〉	分担業務
産業労働部 《産業労働部長》 副部長 《産業労働部副部長》	連絡班 (産業労働部副部長)	部内関係被害状況の取りまとめに関する事
		部内および関係機関との連絡調整に関する事
	商業・サービス業・産業復旧班 (商業・市場開拓課長) (経営改革課長)	産業復旧計画に関する事
		関係施設の状況把握に関する事
		緊急物資（応急生活物資、農畜産物、水産物、衣料品および燃料を除く）の調達および供給に関する事
	国際班 (国際経済課長)	商業・サービス施設の被害情報収集および応急復旧に関する事
		在住外国人の被災状況の把握と支援に関する事
		日本赤十字社福井県支部との連絡調整（外国人の安否情報に限る）に関する事
		外国人総合相談窓口の開設に関する事
		外国人領事館等との連絡調整に関する事
		外国人支援民間団体等との連絡調整に関する事
	工業班 (成長産業立地課長) (産業技術課長)	関係施設の状況把握に関する事
		緊急物資（衣料品および燃料）の調達および供給に関する事
		工鉱業施設の被害情報収集および応急復旧に関する事
	輸送・労務班 (労働政策課長)	関係施設の状況把握に関する事
		緊急物資輸送のための車両船舶の借上げおよび応急輸送に関する事
		関係機関との連携による雇用機会の確保等に関する事
		応急救助および応急復旧に要する労働力の供給に関する事
	公営企業班 (公営企業課長)	勤労者福祉施設の避難施設としての対応措置に関する事
		関係施設の状況把握に関する事
公営企業関係対策の総括に関する事		
テクノポート福井の被害状況の把握および応急対策に関する事		
県営工業用水道、県営水道、臨海下水道の被害情報の把握および応急復旧・対策に関する事		
	本部特命事項に関する事	
	関係施設の状況把握に関する事	

災害対策本部等設置時における事務分掌一覧

(注) 以下は、災害対策本部（自然災害、石油類大量流出災害）、国民保護対策本部（緊急対処事態事態対策本部）および危機対策基本指針に基づく事件・事故等対策本部の設置時における各部（課）の業務内容

部《部長》	班《班長》	分担業務
農林水産部 《農林水産部長》 副 部 長 《農林水産部副部長》 《農林水産部副部長（技術）》	連 絡 班 (農林水産部副部長)	部内関係被害状況の取りまとめに関する事
		部内および関係機関との連絡調整に関する事
		農林水産業関係被害の情報収集および連絡・調整に関する事
		災害応急対応等の情報収集および連絡・調整に関する事
	調 達 班 (流通販売課長) (福井米戦略課長) (園芸振興課長) (中山間農業・畜産課長)	緊急物資（応急生活物資および農畜産物）の調達および供給に関する事
		経済連、地方卸売市場協議会等との連絡調整に関する事
		県内卸売市場等の流通施設の被害状況把握に関する事
		災害救助用米穀の供給に関する事
	農畜産班 (園芸振興課長) (中山間農業・畜産課長)	被害農畜産物の応急技術対策に関する事
		農畜産物の被害情報収集に関する事
		農畜産物の出荷制限等汚染対策に関する事
		家畜の伝染病予防および防疫に関する事
		被災家畜の収容に関する事
		家畜の飼料、敷料の調達および供給に関する事
		関係施設の状況把握に関する事
	水 産 班 (水産課長)	緊急物資（水産物）の調達および供給に関する事
		漁港施設、水産物等の被害情報収集および応急復旧に関する事
		漁船、漁具、養殖施設の避難に関する事
		漁業協同組合等との連絡調整に関する事
		水産物の出荷制限等汚染対策に関する事
		船舶等に対する事故の周知、避難誘導等に関する事
		緊急輸送施設としての漁港の確保に関する事
共同利用施設の応急復旧に関する事		
水産物の安全安心確保対策に関する事		
関係施設の状況把握に関する事		
林 務 班 (県産材活用課長) (森づくり課長)	治山、林道、その他林業用施設等の被害情報収集および応急復旧に関する事	
	山林の被害情報収集および汚染対策に関する事	
	部内の特命事項に関する事	
	関係施設の状況把握に関する事	
耕 地 班 (農地保全課長)	農業用水利の被害情報収集および調整に関する事	
	農地の土壌汚染対策に関する事	
	耕地、農道、農業用施設の被害情報収集および応急復旧に関する事	
	部内の特命事項に関する事	

災害対策本部等設置時における事務分掌一覧

(注) 以下は、災害対策本部（自然災害、石油類大量流出災害）、国民保護対策本部（緊急対処事態事態対策本部）および危機対策基本指針に基づく事件・事故等対策本部の設置時における各部（課）の業務内容

部《部長》	班《班長》	分担業務
土木部 《土木部長》 副部長 《土木部副部長》 《土木部副部長（技術）》 《土木部副部長（防災・特定事業）》	連絡班 (土木部副部長)	部内関係被害状況の取りまとめに関する事 部内および関係各機関との連絡調整に関する事
	調達班 (土木管理課長)	応急復旧に必要な資機材の調達に関する事 水防資機材の輸送調達に関する事 建設機材の借上げおよび調達に関する事 部内の車両および舟艇の借上げおよび配備に関する事
	道路班 (道路建設課長) (高規格道路課長) (道路保全課長)	道路および橋梁施設の被害情報収集および応急復旧（2次災害防止を含む）に関する事 道路の除雪対策に関する事 道路交通情報の収集に関する事 水防活動の際、随時救援要員としての協力に関する事 関係施設の状況把握に関する事
	河川班 (河川課長)	河川施設の被害情報収集および応急復旧（2次災害防止を含む）に関する事 下水道施設の被害情報収集および応急復旧に関する事 水防活動の際、随時救援要員としての協力に関する事
	砂防班 (砂防防災課長)	水防活動全般の企画・指導に関する事 水防情報の収集に関する事 砂防および海岸施設の被害情報収集および応急復旧（2次災害防止を含む）に関する事 水防活動の際、随時救援要員としての協力に関する事 公共土木施設の被害状況の取りまとめ 部内の特命事項に関する事
	港湾空港班 (港湾空港課長)	港湾・空港施設の確保、被害情報収集および応急復旧に関する事 海難活動の応急対策に関する事 他都道府県の港・空港との連絡調整に関する事 関係施設の状況把握に関する事
	計画班 (都市計画課長)	被災宅地の危険度判定調査に関する事 都市公園等の被害情報収集および応急復旧に関する事 市街地や集落における堆積土砂の被害情報収集および応急復旧に関する事 水防活動の際、随時救援要員としての協力に関する事 部内の特命事項に関する事 関係施設の状況把握に関する事
	建築班 (建築住宅課長) (公共建築課長)	被災住宅等の被害情報収集および応急復旧に関する事 被災建築物の危険度判定調査に関する事 避難所としての県営住宅の供給に関する事 仮設住宅、仮設トイレの設置および供給に関する事 都市構造不燃化技術対策に関する事 部内の特命事項に関する事 関係施設の状況把握に関する事

災害対策本部等設置時における事務分掌一覧

(注) 以下は、災害対策本部（自然災害、石油類大量流出災害）、国民保護対策本部（緊急対処事態事態対策本部）および危機対策基本指針に基づく事件・事故等対策本部の設置時における各部（課）の業務内容

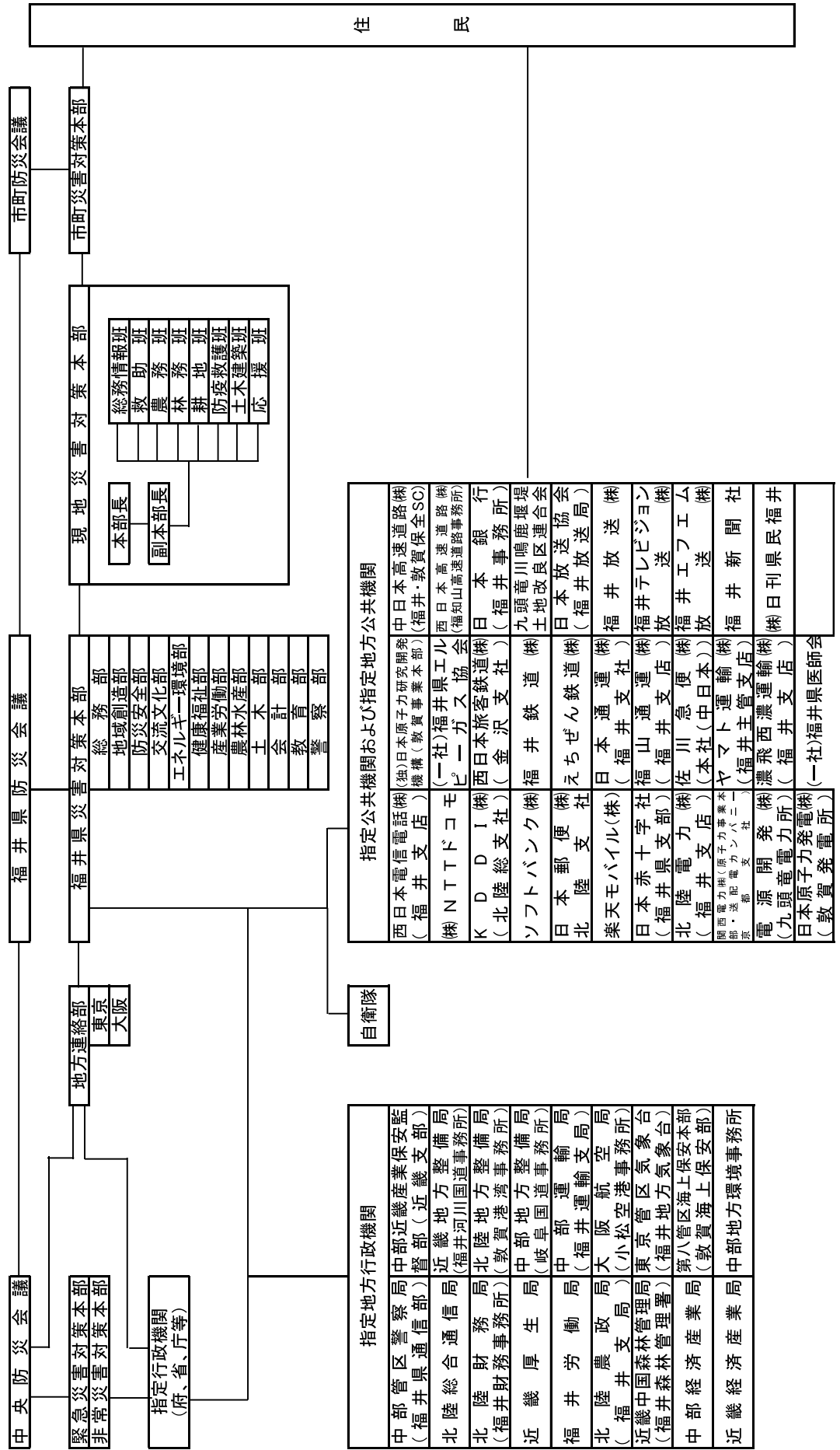
部《部長》	班〈班長〉	分担業務
会計部 《会計管理者》 副部長 〈審査指導課長〉	会計班 (審査指導課長) (会計課長)	災害（武力攻撃災害）関係費の出納に関する事
		義援金の受理および配分に関する事
	特命班 (工事検査課長)	本部職員の必要物資の調達に関する事
		農林水産部、土木部との技術援助活動に関する事 部内の特命事項に関する事
教育部 《教育長》 副部長 〈学校教育監〉 〈教育庁副部長〉	連絡班 (教育政策課長)	部内関係被害状況の取りまとめに関する事
		部内および関係機関との連絡調整に関する事
		職員の安否確認および被災職員の措置に関する事（教育庁のみ）
		学校施設の被害情報収集および応急復旧に関する事
	学校教育班 (教職員課長)	教員の安否確認および被災教員の措置に関する事
		避難所学校への応援教職員の確保および派遣に関する事
		教職員の動員および配置に関する事
		応急教育実施者の確保に関する事
	高校教育班 (高校教育課長)	被災生徒等の心のケアに関する事
		被災地における生徒の管理に関する事
		県立学校との連絡調整に関する事
		被災生徒に対する応急教育教材、学用品等の調達および供給に関する事
		県立学校の授業再開の検討、転入学、就職等に関する事
	義務教育班 (義務教育課長)	被災児童生徒等の心のケアに関する事
		被災地における児童・生徒の管理に関する事
		市町教育委員会との連絡調整に関する事 被災児童生徒に対する応急教育教材、学用品等の調達および供給に関する事
	社会教育班 (生涯学習・文化財課長)	社会教育施設の被害情報収集および応急復旧に関する事
		社会教育施設の退避施設および避難施設としての対応措置に関する事 青年団、婦人会員による救援隊の編成および派遣に関する事
	文化財班 (生涯学習・文化財課長)	文化財の被害情報収集および応急保護対策に関する事
		文化財施設および文化施設（県立を除く）の被害情報収集および応急復旧に関する事 部内の特命事項に関する事
体育班 (保健体育課長)	被災地の児童および生徒の保健に関する事	
	被災地の学校給食に関する事	
	部内の特命事項に関する事	

災害対策本部等設置時における事務分掌一覧

(注) 以下は、災害対策本部（自然災害、石油類大量流出災害）、国民保護対策本部（緊急対処事態事態対策本部）および危機対策基本指針に基づく事件・事故等対策本部の設置時における各部（課）の業務内容

部《部長》	班〈班長〉	分担業務	
警察部 《警察本部長》 警務幕僚 《警務部長》 〈首席監察官〉 〈首席参事官（警務部）〉	広報班 (県民サポート課長)	広報活動および報道対策に関すること 公安委員会への報告および庶務に関すること	
	装備班 (装備管理室長)	車両、各種装備資機材等の配備および運用に関すること	
	受援班 (教養課長)	県外応援部隊の受け入れに関すること	
	給養班 (会計課長)	部隊宿舎、休養施設等の確保に関すること 給食、物資等の調達および補給に関すること	
	医療班 (厚生課長)	医療機関との連絡調整に関すること	
	訟務班 (監察課長)	訟務対策に関すること	
	留置班 (留置管理課長)	被留置者の避難護送および解放に関すること	
	情報管理班 (情報管理課長)	情報管理システムに関すること	
	生活安全幕僚 〈生活安全部長〉	生活安全班 (生活安全企画課長) (人身安全・少年課長) (サイバー犯罪対策課)	被災地域の安全確保に関すること 行方不明者対策および保護に関すること 生活安全情報の収集分析検討および提供に関すること
		地域安全班 (地域指導課長)	被災地域の警戒等秩序維持に関すること 警察用船舶の運用に関すること
生安特命班 (生活環境課長) (人身安全・少年課長) (サイバー犯罪対策課)		生活安全関連事案およびサイバー犯罪捜査に関すること	
検視班 (捜査第一課長)		検視に関すること 遺体の身元確認および引渡しに関すること	
捜査班 (刑事企画課長) (捜査第一課長) (捜査第二課長) (組織犯罪対策課長)		犯罪捜査に関すること	
刑事幕僚 〈刑事部長〉 〈首席参事官（刑事部）〉	鑑識班 (鑑識課長) (科学捜査研究所長)	鑑識活動に関すること	
	交通対策班 (交通企画課長)	交通広報に関すること 交通関係機関との連絡調整に関すること	
	交通規制班 (交通規制課長)	交通情報の収集および分析に関すること 避難路および緊急交通路の確保に関すること 緊急通行車両の確認に関すること	
交通幕僚 〈交通部長〉	交通指導班 (交通指導課長)	被災地における交通事故捜査に関すること	
	情報班 (公安課長)	被災情報の収集および分析に関すること	
	総括・実施班 (警備課長)	災害警備本部の設置運営に関すること 事案概要の把握および分析に関すること 警備部隊の編成および運用に関すること 被災者の捜索および救出に関すること 応援派遣要請に関すること 警察航空機の運用に関すること	
警備幕僚 〈警備部長〉 〈首席参事官（警備部）〉	警衛警護班 (警備課長)	警衛警護に関すること	
	特命班 (警察学校副校長)	特命事項に関すること	
特命幕僚 〈警察学校長〉	通信班 (機動通信課長)	通信の運用に関すること 通信施設の設置および保守に関すること	
通信幕僚 〈情報通信部長〉			

福井県災害対策組織図



福井県災害対策連絡室運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県地域防災計画の本編、震災対策編および雪害対策編に基づき設置する福井県災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 連絡室の設置基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 連絡室に室長を置き、危機管理監をもって充てる。

2 室長を補佐するため、室次長を置き、防災安全部長および防災安全部副部長をもって充てる。

3 室員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 危機管理課長

二 当該災害に関係ある課（以下、「関係課」という。）の長

三 各部連絡責任者

4 関係課の長は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 各部連絡責任者は、福井県災害対策本部運営要綱第2条第6項に規定する者をもって充てる。

6 連絡室の事務を処理させるため、連絡室に事務局を置く。

7 事務局に事務局長を置き、危機管理課長をもって充てる。

8 事務局は、次に掲げる者をもって充てる。

一 危機管理課長

二 危機管理課員

三 各部連絡員

四 関係課の職員

9 各部連絡員は、福井県災害対策本部運営要綱第2条第7項に規定するものをもって充てる。

10 関係課の長は、事務局に参集する所属職員をあらかじめ指定したときは、その旨を、危機管理課長に報告する。

(災害対策連絡室会議)

第4条 室長は、必要により室員以外の職員を災害対策連絡室会議に出席させることができる。

(事務分掌)

第5条 連絡室を設置する場合の事務分掌は、福井県災害対策本部運営要綱第2条第4項の規定を準用する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

別表第1（第2条関係）

風水害	<ul style="list-style-type: none"> 一 次のいずれかが県下の1以上の市町に発表された場合 イ 記録的短時間大雨情報 ロ 土砂災害警戒情報 ハ 河川氾濫警戒情報 ニ 高潮警報 二 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 三 広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合 四 その他連絡室の設置の必要がある場合
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 一 県内で震度5弱または5強を観測した場合 二 第二注意配備以降に体制を強化する必要がある場合
津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 一 県内の沿岸に津波注意報が発表された場合
雪害	<ul style="list-style-type: none"> 一 大雪警報または暴風雪警報が県下の1以上の市町に発表された場合 二 降雪により、次のいずれかが発生した場合 イ 幹線道路において、車両の通行に支障が生じた場合 ロ 幹線鉄道において、通行に支障が生じた場合 三 雪害が発生し、または発生するおそれがある場合 四 その他連絡室の設置の必要がある場合

別表第2（第3条関係）

<p>風水害 および 雪害</p>	<p>広報広聴課長 大学私学課長 交通まちづくり課長 農村振興課長 道路保全課長 河川課長 砂防防災課長 高校教育課長 義務教育課長</p>
<p>地震災害</p>	<p>広報広聴課長 大学私学課長 女性活躍課長 財産活用課長 交通まちづくり課長 原子力安全対策課長 DX推進課長 地域福祉課長 地域医療課長 中山間農業・畜産課長 水産課長 森づくり課長 農村振興課長 道路保全課長 河川課長 砂防防災課長 建築住宅課長 港湾空港課長 高校教育課長 義務教育課長</p>
<p>津波災害</p>	<p>広報広聴課長 原子力安全対策課長 水産課長 道路保全課長 河川課長 砂防防災課長 港湾空港課長 高校教育課長 義務教育課長</p>

福井県雪害予防対策協議会規約

(目的)

第1条 各関係機関が連携し、雪害予防に関する具体的かつ計画的な対策を樹立し、その実施を推進することにより住民の日常生活および社会経済活動の安定に寄与することを目的に福井県雪害予防対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

2 会長は、福井県副知事とする。

3 副会長は、市長会長および町村会長とする。

4 委員は、次の各号に掲げるもののうちから会長が指名する。

(1) 福井県の職員のうちから知事が指名する者

(2) 福井県警察本部長およびその指名する者

(3) 福井県議会議員

(4) 市町長および消防機関の長

(5) 福井県の全域または一部を管轄する地方行政機関の長

(6) 自衛隊福井地方協力本部長および福井県内に駐とんする自衛隊の長

(7) 福井県の地域において業務を行う地方公共機関の長

(8) 民間団体の代表者および学識経験者

(9) その他会長が必要と認める者

(部会)

第3条 本協議会に次の部会を置き、部会に幹事を置く。

企画部会

除雪部会（消雪も含む。）

交通および輸送部会

食糧および物資部会

厚生部会

商工部会

農林部会

文教部会

電力および通信部会

2 部会に所属する委員および幹事は、会長が指名する。

(召集)

第4条 協議会および部会は、必要に応じて会長が召集する。

(事務局)

第5条 本協議会の事務局は、福井県防災安全部危機管理課内に置く。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運用に関し必要な事項は会長が定める。

○災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例
昭和三十九年七月一日
福井県条例第四十一号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例を公布する。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例
(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十四条第二項の規定に基づき、同法第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者(以下「従事者」という。)に係る損害補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(損害補償の種類)

第二条 前条の損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償および打切補償の六種とする。

(補償基礎額)

第三条 損害補償(療養補償を除く。)は、補償基礎額を基準として行なう。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

一 従事者のうち、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者である者については、負傷もしくは死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気の発生が確定した日を基準として、同法第十二条の規定により算定した平均賃金の額

二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額が、同様の事業を営み、または同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

(昭五四条例一五・一部改正)

(療養補償)

第四条 従事者が負傷し、または病気にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤または治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院または診療所への収容

五 看護

六 移送

(休業補償)

第五条 従事者が負傷し、または病気にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償として、その業務に服することができない期間一日につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

- 2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部または一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業補償を行なわない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

(障害補償)

第六条 従事者の負傷または病気になおつた場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、障害補償として、その障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

- 2 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。
- 3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。
 - 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級
 - 二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級
 - 三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級
- 4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。
- 5 すでに身体障害のある従事者が、負傷または病気によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもつて、障害補償の額とする。

(遺族補償)

第七条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族)

第八条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- 二 子、父母、孫および祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号または第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母をあとにし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母をあとにし、父母の養父母を先にし、実父母をあとにする。

3 従事者が遺言または知事に対する予告で、第一項第三号および第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号および第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によって等分して行なう。

(葬祭補償)

第九条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第十条 第四条の規定によって療養補償を受ける者が、療養補償の開始後三年を経過しても負傷または病気がなおらない場合においては、打切補償として、補償基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行なつたときは、その後は損害補償は行なわない。

(補償の制限)

第十一条 損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付または補償を受けたときは、同一の事故については、その給付または補償の限度において、損害補償を行なわない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行なわない。

(その他)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平一〇条例三〇・旧附則・一部改正)

(脳死した者の身体に対する療養補償)

- 2 この条例の規定に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養に継続して、臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)第六条第二項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例に基づく療養に要する費用の支給に係る当該療養としてされたものとみなす。

(平一〇条例三〇・追加)

附 則(昭和五四年条例第一五号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定は、昭和五十四年一月一日から適用する。

附 則(昭五六六年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第三〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第三号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成十八年八月十一日(次項において「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日前に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例第六条に規定する障害補償の支給については、なお従前の例による。

別表(第六条関係)

(昭五六条例三九・平一九条例三・一部改正)

等級	倍数	身体障害
一級	一、三四〇	両眼が失明したもの 咀嚼および言語の機能が失われたもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの 両上肢が用をなさなくなったもの 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの 両下肢が用をなさなくなったもの
二級	一、一九〇	一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの

		<p>両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>両上肢をそれぞれ手関節以上で失つたもの</p> <p>両下肢をそれぞれ足関節以上で失つたもの</p>
三級	一、〇五〇	<p>一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>咀嚼または言語の機能が失われたもの</p> <p>神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>両手のすべての指を失つたもの</p>
四級	九二〇	<p>両眼の視力がそれぞれ〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>両耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>一上肢をひじ関節以上で失つたもの</p> <p>一下肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>両手のすべての指が用をなさなくなったもの</p> <p>両足をリスフラン関節以上で失つたもの</p>
五級	七九〇	<p>一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>一上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>一下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>一上肢が用をなさなくなったもの</p> <p>一下肢が用をなさなくなったもの</p> <p>両足のすべての指を失つたもの</p>
六級	六七〇	<p>両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</p> <p>咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p>

		脊 ^{せき} 柱に著しい変形または運動障害を残すもの 一 上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 一 下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 片手のすべての指を失ったものまたはおや指をあわせ片手の四本の指を失ったもの
七級	五六〇	一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの 両耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの おや指をあわせ片手の三本の指を失ったものまたは親指以外の片手の四本の指を失ったもの 片手のすべての指が用をなさなくなったものまたはおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなったもの 片足をリスフラン関節以上で失ったもの 一 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 一 両足のすべての指が用をなさなくなったもの 二 女子の外 ^{ぼう} 貌が著しく醜くなったもの 三 両側の辜 ^{こう} 丸を失ったもの
八級	四五〇	一眼が失明し、または一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 脊 ^{せき} 柱に運動障害を残すもの 親指をあわせ片手の二本の指を失ったものまたはおや指以外の片手の三本の指を失ったもの おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなったものまたは親指以外の片手の四本の指が用をなさなくなったもの 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 一 上肢の三大関節のうちいずれか一関節が用をなさなくなったもの 一下肢の三大関節のうちいずれか一関節が用をなさなくな

		<p>つたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 上肢に偽関節を残すもの 一 下肢に偽関節を残すもの ○ 片足のすべての指を失つたもの
九級	三五〇	<p>両眼の視力がそれぞれ〇・六以下に減じたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄^{さく}または視野変状を残すもの 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 一方の耳の聴力が全く失われたもの ○ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 二 片手の親指を失つたものまたは親指以外の片手の二本の指を失つたもの 三 親指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなったものまたはおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなったもの 四 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失つたもの 五 片足のすべての指が用をなさなくなったもの 六 生殖器に著しい障害を残すもの
一〇級	二七〇	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 咀嚼^{そしゃく}または言語の機能に障害を残すもの 十四本以上の歯に歯科補綴^{てつ}を加えたもの 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 片手の親指が用をなさなくなったものまたは親指以外の片手の二本の指が用をなさなくなったもの

		<p>一 下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>片足の第一足指または他の四本の指を失ったもの</p> <p>○ 一 上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一 一 下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
一一級	二〇〇	<p>両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>十本以上の歯に歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>脊^{せき}柱に変形を残すもの</p> <p>片手のひとさし指、なか指または薬指を失ったもの</p> <p>第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなったもの</p> <p>○ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
一二級	一四〇	<p>一眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>七本以上の歯に歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>一 上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>一 下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>長管状骨に変形を残すもの</p> <p>片手の二指を失ったもの</p> <p>○ 片手のひとさし指、なか指または薬指が用をなさなくなったもの</p> <p>一 片足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったものまたは片足の第三足指以下の三本の</p>

		<p>指を失つたもの</p> <p>二 片足の第一足指または他の四本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>四 男子の外貌^{ぼう}が著しく醜くなったもの</p> <p>五 女子の外貌^{ぼう}が醜くなったもの</p>
一三級	九〇	<p>一眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>一眼に半盲症、視野狭窄^{さく}または視野変状を残すもの</p> <p>両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損またはまつげはげを残すもの</p> <p>五本以上の歯に歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>片手の小指が用をなさなくなったもの</p> <p>片手の親指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>〇 片足の第三足指以下の一本または二本の指を失つたもの</p> <p>一 片足の第二足指が用をなさなくなったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなったものまたは片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなったもの</p>
一四級	五〇	<p>一眼のまぶたの一部に欠損またはまつげはげを残すもの</p> <p>三本以上の歯に歯科補綴^{てつ}を加えたもの</p> <p>一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>上肢の露出面に手のひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>下肢の露出面に手のひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>片手の親指以外の指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>片手の親指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>片足の第三足指以下の一本または二本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>局部に神経症状を残すもの</p> <p>〇 男子の外貌^{ぼう}が醜くなったもの</p>

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯^{きょう}正視力によって測定する。

- 二 手の指を失ったものとは、親指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 三 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（親指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 五 足の指が用をなさなくなったものとは、第一足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第一足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

令和6年2月1日現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均地域の実情、世帯構成に応じた規模。 2 限度額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり 6,285,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 流失			夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
					冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600				
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600				

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	災害発生の日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体 の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼)若し くはこれらに準ずる程度 の損傷を受け、自らの資力 により応急修理をすること ができない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困難 である程度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊又は半壊若し くは半焼の被害を受けた 世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程 度の損傷により被害を受 けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から 3ヵ月以内 (ただし、国の災害対 策本部が設置された場 合は、災害発生の日か ら6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害時応援協定等一覧(令和6年2月現在)

区分	協定相手方		協定名	協定の概要		協定締結日	所管課等
	協定概要	協定相手方		協定の概要	協定締結日		
① 広域・総合							
①-01	広域・総合	災害全般	〇岐阜県	災害時の相互応援に関する協定	職員の出動、支援物資の供給、資機材の提供等	平成07年10月06日	危機管理課
①-02	広域・総合	災害全般	〇国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、〇富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市中区(中部9県1市)	災害時の応援に関する申し合わせ	職員の派遣	平成17年06月14日	砂防防災課
①-03	広域・総合	災害全般	〇福井県、富山県、石川県(北陸3県)	災害時等の応援に関する協定書	職員の派遣、支援物資の供給、資機材の提供等	平成19年07月26日	危機管理課
①-04	広域・総合	災害全般	〇滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、関西広域連合	北陸三県災害時等の相互応援に関する協定	職員の派遣、支援物資の供給、資機材の提供等	平成21年05月18日	危機管理課
①-05	広域・総合	災害全般	〇石川県	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	職員の派遣、支援物資の供給、資機材の提供等	平成24年10月25日	危機管理課
①-06	広域・総合	災害全般	〇福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定	福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定	職員の派遣、支援物資の供給、資機材の提供等	平成26年06月11日	危機管理課
①-07	広域・総合	災害全般	〇奈良県	福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定	職員の派遣、支援物資の供給、資機材の提供等	平成26年06月11日	危機管理課
①-08	広域・総合	災害全般	〇福井県、県内17市町	福井県・市町災害時相互応援協定	職員の派遣、支援物資の供給、資機材の提供等	平成28年09月16日	危機管理課
①-09	広域・総合	災害全般	〇全国知事会	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	職員の派遣、支援物資の供給、資機材の提供等	平成30年11月09日	危機管理課
		小計(広域)	9件	民間0件	民間0団体		
② 輸送							
②-01	輸送	ヘリコプター	〇福井県、県内市町村、消防本部	福井県防災ヘリコプター応援協定	ヘリコプターの出動	平成09年04月01日	危機管理課
②-02	輸送	ヘリコプター	〇福井県、富山県、石川県	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	ヘリコプターの出動	平成09年07月01日	危機管理課
②-03	輸送	ヘリコプター	〇滋賀県	福井県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	ヘリコプターの出動	平成15年03月27日	危機管理課
②-04	輸送	ヘリコプター	〇岐阜県	福井県・岐阜県航空消防防災相互応援協定	ヘリコプターの出動	平成22年04月12日	危機管理課
②-05	輸送	ヘリコプター	●セントラルヘリコプターサービス(株)	災害航空応援協力協定	ヘリコプターによる人、物資の輸送	平成23年12月28日	危機管理課
②-06	輸送	高速道路	●日本高速道路(株)	災害時等における相互協力に関する協定	高速道路施設の一部退避場所・支援等活動場所としての活用	平成24年03月30日	危機管理課
②-06	輸送	高速道路	●日本高速道路(株)	「災害時等における相互協力に関する協定」に係る確認書	応急対策等の実施に必要な資機材、敷地および施設の提供	平成24年03月30日	危機管理課
②-07	輸送	高速道路	●西日本高速道路(株)	災害時等における相互協力に関する協定	高速道路施設の一部退避場所・支援等活動場所としての活用	平成24年03月30日	危機管理課
②-07	輸送	高速道路	●西日本高速道路(株)	「災害時等における相互協力に関する協定」に係る確認書	応急対策等の実施に必要な資機材、敷地および施設の提供	平成24年03月30日	危機管理課
②-08	輸送	車両の貸渡し	●福井県レンタカー協会	災害時における自動車の貸渡しに関する協定書	警察活動に必要な自動車の貸渡し	平成24年08月31日	警察本部
②-09	輸送	被災者・人員輸送	●(公社)福井県バス協会	災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書	バスによる被災者、人員およびボランティアの輸送	平成24年10月12日	危機管理課
②-10	輸送	物資・資機材輸送 被災者・人員輸送	●福井県漁業協同組合連合会	災害時等における緊急輸送活動に関する協定書	漁船による支援物資、人員および資機材の輸送	平成24年10月12日	危機管理課
②-11	輸送	ヘリコプター	●朝日航空(株)、中日本航空(株) 四国航空(株)、アカギヘリコプター(株) 東邦航空(株)、学校法人ヒラタ学園	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	ヘリコプターによる人、物資の輸送	平成25年03月05日	危機管理課
②-12	輸送	被災者・人員輸送	〇滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、鳥取県、関西広域連合、●近畿2府6県八人協会	大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	バスによる被災者、人員、資機材およびボランティアの輸送	平成27年12月02日	危機管理課
②-13	輸送	物資・資機材輸送	●(一社)福井県トラック協会	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書	トラックによる物資・資機材の輸送、物流専門家の派遣、資機材の貸与	平成28年09月07日	危機管理課
②-14	輸送	保管	●福井県倉庫協会	災害時等における物資の保管等に関する協定書	物流専門家の派遣、資機材の貸与、民間倉庫の使用	平成28年09月07日	危機管理課
②-15	輸送	被災者・人員輸送	●(一社)福井県タクシー協会	災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書	タクシーによる被災者、人員およびボランティアの輸送	平成30年03月27日	危機管理課
②-16	輸送	車両の貸渡し	●福井トヨタ自動車(株)	災害時等における車両提供に関する協定書	警察活動に必要な自動車の貸渡し	令和03年08月31日	警察本部
②-17	輸送	車両の貸渡し	●(株)北陸マツダ	災害時等における車両提供に関する協定書	警察活動に必要な自動車の貸渡し	令和03年08月31日	警察本部
②-18	輸送	車両の貸渡し	●(有)ダイキョウコーポレーション	災害時等におけるキャンピングカーの活用に関する協定書	避難所運営、災害派遣に必要なキャンピングカーの貸出し	令和03年11月08日	危機管理課

災害時応援協定等一覧(令和6年2月現在)

区分	協定概要	協定相手方	協定名	協定の概要	協定締結日	所管課等
②-19	輸送	車両・人員・物資輸送	緊急・救援輸送に関する協定書	災害発生時または発生するおそれがある場合における車両・人員および物資の輸送	令和05年03月31日	危機管理課
②-20	輸送	車両・人員・物資輸送	災害時における物資の輸送、荷役等に関する協定書	物資等の輸送力の提供、荷役作業、物資の調達および運営、物資拠点の提供および運営	令和05年11月30日	危機管理課
③	救急救助	小計(輸送)	民間16件	民間30団体		
③-01	救急救助	災害救助犬	災害救助犬の出勤に関する協定書	被災者捜索稼働のための災害救助犬の出勤	平成10年06月27日	危機管理課
③-02	救急救助	医療、助産、死体処	災害救助法等による救助又はその応援の実施に関する委託協定書	医療、助産および死体の処理を行う救護班の派遣	平成19年02月27日	地域医療課
③-03	救急救助	薬剤師派遣	災害時の医療救護活動に関する協定書	服薬指導等を行う薬剤師の派遣	平成19年02月27日	医薬食品・衛生課
③-04	救急救助	医療材料等	災害時における医療材料等の供給等に関する協定書	医療救護活動に必要な医療材料、衛生材料の供給	平成19年02月27日	医薬食品・衛生課
③-05	救急救助	医薬品	災害時における医薬品の供給等に関する協定書	医療救護活動に必要な医薬品の供給	平成19年02月27日	医薬食品・衛生課
③-06	救急救助	医師、看護師派遣	災害時の医療救護活動に関する協定書	医療、助産および死体の検案を行う救護班の派遣	平成19年03月14日	地域医療課
③-07	救急救助	医師、看護師派遣	福井DMATの出勤に関する協定書	DMATによる医療救護活動の提供	平成21年03月30日	地域医療課
③-08	救急救助	医師、看護師派遣	福井DMATの出勤に関する協定書	DMATによる医療救護活動の提供	平成21年03月30日	地域医療課
③-09	救急救助	医師、看護師派遣	福井DMATの出勤に関する協定書	DMATによる医療救護活動の提供	平成21年03月30日	地域医療課
③-10	救急救助	医師、看護師派遣	福井DMATの出勤に関する協定書	DMATによる医療救護活動の提供	平成21年03月30日	地域医療課
③-11	救急救助	医師、看護師派遣	福井DMATの出勤に関する協定書	DMATによる医療救護活動の提供	平成23年06月20日	地域医療課
③-12	救急救助	歯科医師、歯科衛生士	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	傷病者に対する応急処置等を施す歯科医療救護班の派遣	平成24年02月16日	地域医療課
③-13	救急救助	医師、看護師派遣	福井DMATの出勤に関する協定書	DMATによる医療救護活動の提供	平成24年07月01日	地域医療課
③-14	救急救助	医療材料等	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書	医療救護活動に必要な医療用ガス、器具・機材の供給	平成25年03月27日	医薬食品・衛生課
③-14-2	救急救助	医師、看護師派遣	福井DMATの出勤に関する協定書	DMATによる医療救護活動の提供	平成25年12月20日	地域医療課
③-15	救急救助	医薬品	災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書	医療救護活動に必要な臨床検査薬等の供給	平成26年06月02日	医薬食品・衛生課
③-16	救急救助	看護師派遣	災害時の救護活動に関する協定書	救護活動に従事する看護職員の派遣	平成27年05月16日	地域医療課
③-17	救急救助	放射線技師派遣	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	汚染スクリーニング・除染業務を実施・指導する放射線技師の派遣	平成27年08月17日	地域医療課
③-18	救急救助	医師、看護師派遣	福井DMATの出勤に関する協定書	DMATによる医療救護活動の提供	平成29年03月14日	地域医療課
③-19	救急救助	医師、看護師派遣	福井DMATの出勤に関する協定書	DMATによる医療救護活動の提供	平成29年03月14日	地域医療課
③-20	救急救助	救出救助、捜索、情報収集	雪害発生時における各種活動の支援に関する協定書	雪害時の救出救助活動、行方不明者捜索、安否確認、情報収集活動	令和03年02月19日	警察本部
③-21	救急救助	ドクターヘリ広域連携	大規模災害発生時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定	大規模災害発生時において、中部ブロック及び基地病院が運航業務受託者の協力を得て行うドクターヘリによる応援活動	令和04年03月01日	地域医療課
④	生活衛生	小計(救急救助)	民間18件	民間33団体		
④-01	生活衛生	避難所等衛生	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書	避難生活が長期化した際の理容サービス業務の提供	平成25年03月27日	医薬食品・衛生課
④-02	生活衛生	避難所等衛生	災害時における美容サービス業務の提供に関する協定書	避難生活が長期化した際の美容サービス業務の提供	平成25年03月27日	医薬食品・衛生課

災害時応援協定等一覧(令和6年2月現在)

区分	協定概要	協定相手方	協定名	災害時における避難所等建築物の清掃および消毒等に関する協定書	協定の概要	協定締結日	所管課等
④-03	生活衛生 避難所等衛生	●(公社)福井県ビルメンテナンス協会	災害時における避難所等建築物の清掃および消毒等に関する協定書	避難所等建築物における清掃・消毒	平成25年03月27日	医薬食品・衛生課	
④-04	生活衛生 火葬	○高山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県(中部9県) ●福井県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書 災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書	管内火葬場の受入可能な把握および受入調整 人員の派遣、物資の提供 棺および葬祭用品供給 遺体の搬送	平成26年03月28日 平成27年05月14日	医薬食品・衛生課 医薬食品・衛生課	
④-05	生活衛生 葬祭用品、遺体搬送	5件	民間4件		民間5団体		
⑤燃料・電源							
⑤-01	燃料 LPガス	●(一社)福井県エルピーガス協会	災害時等における緊急用LPガスの供給に関する協定書	LPガス、器具の供給	平成24年10月18日	危機管理課	
⑤-02	燃料 石油燃料	●福井県石油業協同組合	災害時等における石油燃料の供給に関する協定書	石油燃料の供給	平成26年10月22日	危機管理課	
⑤-03	燃料 石油燃料	●石油連盟	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	石油燃料の供給	平成26年10月31日	危機管理課	
⑤-04	給電 電力供給	●日産自動車(株)、福井日産自動車(株)、日産プリンス自動車販売(株)	災害時等における電気自動車等の支援に関する協定書	電気自動車等の貸与	令和02年06月22日	危機管理課	
⑤-05	給電 電力供給	●三菱自動車工業(株)、福井三菱自動車販売(株)	災害時等における電動車両等の支援に関する協定書	電動車両等の貸与	令和02年06月22日	危機管理課	
⑤-06	給電 停電復旧	●北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)	大規模災害時における相互連携に関する協定	電力設備撤去と並行した道路啓開、電源車の配備	令和03年08月27日	危機管理課	
⑤-06	給電 停電復旧	●北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)	大規模災害時における相互連携に関する確認書		令和03年08月27日	危機管理課	
⑤-07	給電 道路啓開	●北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)	大規模災害時における道路啓開等に関する確認書		令和03年08月27日	道路保全課	
⑤-07	給電 停電復旧	●関西電力(株)、関西電力送配電(株)	大規模災害時における相互連携に関する協定		令和03年08月27日	危機管理課	
⑤-07	給電 停電復旧	●関西電力(株)、関西電力送配電(株)	大規模災害時における相互連携に関する確認書		令和03年08月27日	危機管理課	
⑤-07	給電 道路啓開	●関西電力(株)、関西電力送配電(株)	大規模災害時における道路啓開等に関する確認書		令和03年08月27日	道路保全課	
		小計(燃料)	民間7件		民間12団体		
⑥生活物資							
⑥-01	生活物資 日用品等	●福井県生活協同組合連合会	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(食料、日用品(タオル、マスク等))の調達	平成07年10月16日	県民安全課	
⑥-02	生活物資 米	●福井県米穀(株)	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(米)の調達	平成18年12月18日	流通販売課	
⑥-03	生活物資 食料品等	●福井県経済農業協同組合連合会	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(食料、日用品(タオル、マスク等))の調達	平成18年12月18日	流通販売課	
⑥-04	生活物資 野菜、食料品等	●福井市中央卸売市場協会	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(食料)の調達	平成18年12月18日	流通販売課	
⑥-05	生活物資 飲料水	●(有)南部酒造場	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料)の調達	平成20年03月21日	危機管理課	
⑥-06	生活物資 飲料水	●(株)ハイブース	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料)の調達	平成20年03月21日	危機管理課	
⑥-07	生活物資 飲料水	●(株)若狭瓜割	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料)の調達	平成20年03月21日	危機管理課	
⑥-08	生活物資 飲料水	●(株)おおい	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料)の調達	平成20年03月21日	危機管理課	
⑥-09	生活物資 飲料水	○福井市	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料)の調達	平成20年03月21日	危機管理課	
⑥-10	生活物資 飲料水	○池田町	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料)の調達	平成20年03月21日	危機管理課	
⑥-11	生活物資 飲料水	○高浜町	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料)の調達	平成20年03月21日	危機管理課	
⑥-12	生活物資 飲料水	●北陸コカ・コーラボトリング(株)	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料)の調達	平成20年03月21日	危機管理課	
⑥-13	生活物資 飲料水	●サントリーフーズ(株)	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料)の調達	平成20年03月21日	危機管理課	
⑥-14	生活物資 飲料水	●キリンビバレッジ(株)北陸支社	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料)の調達	平成20年03月21日	危機管理課	
⑥-15	生活物資 食料品、日用品等	●(株)ローソン	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料、食料、日用品(タオル、マスク等))の調達	平成20年03月24日	流通販売課	
⑥-16	生活物資 食料品、日用品等	●(株)ファミリーマート	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料、食料、日用品(タオル、マスク等))の調達	平成21年01月22日	流通販売課	

災害時応援協定等一覧(令和6年2月現在)

区分	協定概要	協定相手方	協定名	協定の概要	協定締結日	所管課等
⑥-17	生活物資 食料品、工具類等	●(株)PLANT	災害時における物資の調達に関する協定書	警察活動に必要な物資の調達	平成24年08月31日	警察本部
⑥-18	生活物資 食料品、工具類等	●(株)ホームセンターみつわ	災害時における物資の調達に関する協定書	警察活動に必要な物資の調達	平成24年08月31日	警察本部
⑥-19	生活物資 食料品、工具類等	●(株)ヤササキグループ	災害時における物資の調達に関する協定書	警察活動に必要な物資の調達	平成24年08月31日	警察本部
⑥-20	生活物資 食料品、日用品等	●(株)ハロー	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料、食料、日用品(タオル、マスク等))の調達	平成26年03月18日	流通販売課
⑥-21	生活物資 食料品、工具類等	●NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の調達に関する協定書	警察活動に必要な物資の調達	平成26年12月01日	警察本部
⑥-22	生活物資 飲料水、食品	●大塚製菓(株)金沢支社	災害時等における応急生活物資の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料、食料)の調達	平成28年10月17日	危機管理課
⑥-23	生活物資 食料品、日用品等	●(株)セブン-イレブン・ジャパン	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	被災者に対する支援物資(飲料、食料、日用品(タオル、マスク等))の調達	平成28年11月17日	流通販売課
		小計(生活物資)	民間20件	民間20団体		
⑦水道						
⑦-01	水道 水道の確保	○三重県、滋賀県、京都府、大阪広域水道企業団、 ○兵庫県、奈良県、阪神水道企業団 ○越前市、若狭町、滋賀県、京都府、大阪広域水道企業団、大坂市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、高砂市、朝来町、福崎町、和歌山県、和歌山市、紀の川市	近畿2府5県の府県管及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書	職員の派遣、資機材の提供	令和02年03月31日	公営企業課
⑦-02	工業用水 工業用水の確保	●福井県管工業協同組合連合会	災害時における水道施設の応急対策に関する協定書	職員の派遣、資機材の提供	平成31年04月01日	公営企業課
⑦-03	水道、工業用水 水道、工業用水の確保	●福井県生コンクリート工業組合	災害時における水道施設の応急対策に関する協定書	水道施設の被災状況の把握、応急復旧	平成24年03月19日	公営企業課
⑦-04	水道 消防水の確保	○県内17市町、1事務組合、○(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	コンクリートミキサー車による消防用水などの運送・供給	平成30年10月29日	危機管理課
⑦-05	下水道 下水道施設の復旧	○県内17市町、1事務組合、○(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書	災害時における下水道施設の復旧支援	令和02年06月15日	河川課
⑦-06	下水道 下水道施設の復旧	○県内17市町、1事務組合、○(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書	災害時における下水道施設の復旧支援	令和02年06月15日	河川課
⑦-07	下水道 下水道施設の復旧	○県内17市町、1事務組合、○(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定書	災害時における下水道施設の復旧支援	令和02年06月15日	河川課
⑦-08	下水道 下水道施設の復旧	○県内17市町、1事務組合、○(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定書	災害時における下水道施設の復旧支援	令和02年06月15日	河川課
		小計(水道)	民間6件	民間6団体		
⑧応急対策工事						
⑧-01	工事 応急対策工事	●(一社)福井県電業協会	災害時における県有電気設備の応急対策業務に関する協定書	県有電気設備の被害状況把握および応急対策措置	平成21年05月18日	公共建築課
⑧-02	工事 応急対策工事	●(一社)福井県建築工業会	災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定書	県有建築物の被害状況把握および応急措置 応急危険度判定士の派遣	平成23年06月23日	建築住宅課
⑧-03	工事 調査・測量・設計	●(一社)福井県測量設計業協会	災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定書	公共土木施設の復旧工事に伴う調査、測量、設計	平成26年07月24日	砂防防災課
⑧-04	工事 調査	●(公社)土木学会関西支部	災害時における調査の相互協力に関する協定書	被災施設に対する専門性および高度な知見に基づく調査等	平成27年05月13日	砂防防災課
⑧-05	工事 応急対策工事	○国土交通省北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、福井県、●(一社)日本理立浪速協会北陸支部、北陸港湾空港建設協会連合会、(一社)日本海上起重技術協会、北陸支部、全国浪速協会日本海支部、(一社)日本潜水協会、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	港湾施設の応急対策業務	平成28年06月01日	港湾空港課
⑧-06	工事 応急対策工事	○国土交通省近畿地方整備局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、●独立行政法人水資源機構関西、吉野川支社、中日本高速道路(株)石屋支社、中日本高速道路(株)金沢支社、西日本高速道路(株)関西高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、(一社)日本建設業連合会関西支部	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	被害の拡大防止および被災施設の早期復旧に係る業務 建設資材調達	平成29年02月20日	砂防防災課

災害時応援協定等一覧(令和6年2月現在)

区分	協定概要	協定相手方	協定名	協定の概要	協定締結日	所管課等
⑧-07	工事 成急対策工事	福井県建設業協会	広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定	公共土木施設の応急復旧、障害物の除去、防疫措置等	平成30年08月06日	砂防防災課
⑧-08	工事 成急対策工事	福井県建設業協会	災害時等における成急対策業務に関する基本協定	公共土木施設の応急復旧、障害物の除去、防疫措置等	令和02年06月08日	砂防防災課
⑧-09	工事 成急対策工事	一般社団法人福井県造園協会、福井県造園業協同組合	災害時等における都市公園に係る成急対策業務に関する協定	都市公園内で発生した崩壊土砂の撤去、倒木の処理、消毒作業等	令和04年03月17日	都市計画課
⑧-10	工事 成急対策工事 非常用発電機その他 資機材の提供 避難場所の提供	福井県電気工事工業組合女性部	災害時における電気設備の成急対策業務および一時避難所の設置運営に関する協定書	電気設備の損壊箇所等の被害状況把握、報告および成急対策措置 非常用発電機その他資機材および材料の提供 屋内外における避難場所の提供および当該避難場所における備蓄品の提供	令和05年03月31日	危機管理課
	小計(成急対策工事)	10件	民間10件	民間23団体		
⑨住宅						
⑨-01	仮設住宅	(社)ブレハブ建築協会	災害時における成急仮設住宅の建設に関する協定書	成急仮設住宅の建設	平成09年03月31日	建築住宅課
⑨-02	賃貸住宅	(公社)福井県宅地建物取引業協会	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書	民間賃貸住宅の情報提供	平成25年04月24日	建築住宅課
⑨-03	賃貸住宅	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、鳥取県、関西広域連合、●近畿2府8県宅建業協会	大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	空き室情報の提供および住宅のあっせん 成急借上げ住宅となる民間賃貸住宅の情報提供	平成27年08月17日	建築住宅課
⑨-04	賃貸住宅	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、鳥取県、関西広域連合、●全日本不動産協会近畿2府8県本部	大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	空き室情報の提供および住宅のあっせん 成急借上げ住宅となる民間賃貸住宅の情報提供	平成27年08月17日	建築住宅課
⑨-05	賃貸住宅	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、鳥取県、関西広域連合、●全国賃貸住宅経営者協会連合会、日本賃貸住宅管理協会	大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	空き室情報の提供および住宅のあっせん 成急借上げ住宅となる民間賃貸住宅の情報提供	平成27年08月17日	建築住宅課
⑨-06	仮設住宅	(独)住宅金融支援機構	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	住民相談窓口(県民からの住宅再建・ローン返済に関する相談)の開設・運営	平成27年02月27日	建築住宅課
⑨-07	仮設住宅	(一社)全国木造建設事業協会	災害時における成急仮設木造住宅の建設に関する協定書	成急仮設住宅の建設	令和01年11月08日	建築住宅課
⑨-08	仮設住宅	(一社)日本ムービングハウス協会	災害時における成急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定書	成急仮設住宅の建設	令和02年11月27日	建築住宅課
	小計(住宅)	8件	民間8件	民間27団体		
⑩放送・報道等						
⑩-01	通信 警察通信	県警察本部	災害対策基本法に基づき警察通信設備の優先利用等に関する協定について	災害時における警察通信設備の優先利用	昭和38年07月20日	危機管理課
⑩-02	通信 鉄道通信	福井鉄道(株)	災害対策基本法に基づき通信設備の利用等に関する協定	災害時における通信設備の使用	昭和38年10月01日	危機管理課
⑩-03	放送 放送要請	日本放送協会福井放送局	災害時における放送要請に関する協定	警察の発令、避難勧告等の放送要請	昭和41年09月14日	危機管理課
⑩-04	放送 放送要請	福井放送(株)	災害時における放送要請に関する協定	警察の発令、避難勧告等の放送要請	昭和56年07月24日	危機管理課
⑩-05	放送 放送要請	福井テレビジョン放送(株)	災害時における放送要請に関する協定	警察の発令、避難勧告等の放送要請	昭和56年07月24日	危機管理課
⑩-06	放送 放送要請	福井エフエム放送(株)	災害時における放送要請に関する協定	警察の発令、避難勧告等の放送要請	昭和60年07月08日	危機管理課
⑩-07	放送 緊急警報放送要請	日本放送協会福井放送局	緊急警報放送要請に関する覚書	緊急警報放送の要請(緊急警報放送・津波警報の発表時等に放送局が警報音を兼ねた信号を送り、この信号の受信機能を持つテレビやラジオが自動的に作動し、災害情報が放送される)	昭和60年08月31日	危機管理課
⑩-08	通信 鉄道通信	西日本旅客鉄道(株)	災害対策基本法に基づき通信設備の利用等に関する協定	災害時における通信設備の使用	昭和62年06月01日	危機管理課
⑩-09	放送 緊急警報放送要請	福井放送(株)	緊急警報放送要請に関する覚書	緊急警報放送の要請(緊急警報放送・津波警報の発表時等に放送局が警報音を兼ねた信号を送り、この信号の受信機能を持つテレビやラジオが自動的に作動し、災害情報が放送される)	昭和63年06月01日	危機管理課
⑩-10	放送 緊急警報放送要請	福井テレビジョン放送(株)	緊急警報放送要請に関する覚書	緊急警報放送の要請(緊急警報放送・津波警報の発表時等に放送局が警報音を兼ねた信号を送り、この信号の受信機能を持つテレビやラジオが自動的に作動し、災害情報が放送される)	平成03年02月28日	危機管理課
⑩-11	情報提供 アマチュア無線	JARL 福井支部	アマチュア無線による災害情報の提供(連絡)に関する協定	非常通信を使用した警察本部への災害に関する情報の提供	平成09年03月12日	警察本部

災害時応援協定等一覧(令和6年2月現在)

区分	協定概要	協定相手方	協定名	協定の概要	協定締結日	所管課等
⑩-12	報道要請	●朝日新聞社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の災害応急対策に関する報道要請	平成09年04月17日	危機管理課
⑩-13	報道要請	●産経新聞社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の災害応急対策に関する報道要請	平成09年04月17日	危機管理課
⑩-14	報道要請	●共同通信社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の災害応急対策に関する報道要請	平成09年04月17日	危機管理課
⑩-15	報道要請	●日本経済新聞社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の災害応急対策に関する報道要請	平成09年04月17日	危機管理課
⑩-16	報道要請	●毎日新聞社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の災害応急対策に関する報道要請	平成09年04月17日	危機管理課
⑩-17	報道要請	●読売新聞社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の災害応急対策に関する報道要請	平成09年04月17日	危機管理課
⑩-18	報道要請	●中日新聞社福井支社	災害時等における報道要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の災害応急対策に関する報道要請	平成09年04月17日	危機管理課
⑩-19	報道要請	●時事通信社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の災害応急対策に関する報道要請	平成09年06月10日	危機管理課
⑩-20	放送通信	●えちぜん鉄道(株)	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	災害時における通信設備の使用	平成15年10月19日	危機管理課
⑩-21	放送	●NPO法人 たんなん夢レディオ	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-22	放送	●敦賀FM放送(株)	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-23	放送	●福井ケーブルテレビ(株)	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-24	放送	●(株)嶺南ケーブルネットワーク	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-25	放送	●丹南ケーブルテレビ(株)	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-26	放送	●(株)ケーブールテレビ若狭小浜	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-27	放送	●美方ケーブルネットワーク(株)	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-28	放送	●さかいケーブルテレビ(株)	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-29	放送	○こしの国広域事務組合	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-30	放送	○南越前町	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-31	放送	○高浜町	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-32	放送	○おおい町	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-33	放送	○若狭町	災害時における放送要請に関する協定	警報の発令、避難勧告等の放送要請	平成20年03月21日	危機管理課
⑩-34	情報提供	●ポータルサイト掲載	災害に係る情報発信等に関する協定	災害時におけるウェブサイトによる複製HPの作成 ウェブサイトにおける避難所情報の提供	平成28年12月21日	危機管理課
⑩-35	情報提供	○丹南ケーブルテレビ(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	ふくい防災シグナルを活用した情報発信	令和01年10月18日	危機管理課
⑪その他		小計(放送他) 35件	民間28件	民間28団体		
⑪-01	交通警備	●(一社)福井県警備業協会	災害時における交通誘導警備業務等に関する協定	緊急交通路を確保するための交通誘導および警備	平成08年08月19日	警察本部
⑪-02	レッカー	●(一社)日本自動車連盟福井支部	災害発生等における通行妨害車両等の除去活動に関する協定	放置車両等の道路障害物の除去	平成17年05月26日	警察本部
⑪-03	レッカー	●屋重機建設(株)	災害発生等における通行妨害車両等の除去活動に関する協定	放置車両等の道路障害物の除去	平成17年05月26日	警察本部
⑪-04	廃棄物	●(一社)福井県産業資源循環協会	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	災害廃棄物の撤去、収集・運搬・処理・処分	令和04年05月23日	循環社会推進課
⑪-05	宿泊施設	●福井県旅館ホテル生活衛生同業組合	災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	警察活動に必要な宿泊施設のあっせん	平成24年08月31日	警察本部
⑪-06	資機材等	●非常用発電機、仮設トイレ、捜索用資機材	災害時における物資の貸渡しに関する協定書	警察活動に必要な物資の貸渡し	平成24年08月31日	警察本部
⑪-07	レッカー	●全日本高速道路レッカー事業協同組合	災害時等における障害物撤去等に関する協定書	障害物(放置車両等)の除去	平成24年11月14日	危機管理課

災害時応援協定等一覧(令和6年2月現在)

区分	協定相手方	協定概要	協定名称	協定の概要	協定締結日	所管課等
①-08	被災者支援	●(株)福井銀行	災害時等における相互協力に関する協定書	店舗における防災啓発パンフレット等の設置 災害時の一時待避所として店舗の水道水・トイレ等の提供	平成26年10月28日	危機管理課
①-09	物資	●西日本段ボール工業組合	災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッド等の提供	平成28年10月17日	危機管理課
①-10	宿泊施設	●福井県旅館ホテル生活衛生同業組合	災害時における被災者への宿泊施設等の提供に関する協定書	被災者に対する宿泊、入浴および食事の提供	平成28年10月28日	地域福祉課
①-11	資機材等	●(株)アクティオ	災害時等における資機材の供給に関する協定書	資機材(仮設トイレ、フォークリフト等)の供給	平成28年12月21日	危機管理課
①-12	資機材等	●(株)カナモト	災害時等における資機材の供給に関する協定書	資機材(仮設トイレ、フォークリフト等)の供給	平成28年12月21日	危機管理課
①-13	資機材等	●(株)レンタルのニッケン	災害時における資機材調達に関する協定書	資機材(仮設トイレ、フォークリフト等)の供給	平成28年12月21日	危機管理課
①-14	物資	●(株)ケンユー	災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書	災害用トイレ等の供給	平成28年12月21日	危機管理課
①-15	物資	●(株)ニード	災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定書	災害用トイレ等の供給	平成28年12月21日	危機管理課
①-16	その他	●福井県行政書士会	災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書	被災者支援相談業務、被災者支援相談センターの開設・運営	平成29年01月18日	危機管理課
①-17	その他	●福井県警友会連合会	大規模災害発生時等における支援に関する協定書	被害情報の提供、歓送迎者の整理誘導	平成29年02月14日	警察本部
①-17-2	包括	●日本郵便株式会社北陸支社	福井県と日本郵便株式会社北陸支社との地域振興に関する連携協定書	災害時にも対応できる地域づくり、道路・河川・土砂災害等の情報提供	平成30年02月26日	未来戦略課
①-18	その他	●福井県テントシート工業組合	災害時等における物資の調達等に関する協定書	テントおよびブルーシート	令和01年08月02日	危機管理課
①-19	その他	●(一社)福井県ドローン協会	災害時等における無人航空機による情報収集等に関する協定書	無人航空機を利用した情報収集	令和02年06月12日	危機管理課
①-20	包括	●あいおいニッセイ同和損害保険(株)	福井県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携に関する協定	防災意識の向上に関すること	令和02年10月26日	未来戦略課
①-20-2	包括	●損害保険ジャパン(株)	地域の安全・安心に関する包括連携協定書	災害対策に関すること	令和02年11月24日	警察本部
①-21	包括	●(株)モンベル	福井県と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定	防災意識と災害対応力の向上に関すること	令和03年01月20日	観光誘客課
①-22	包括	●(株)NTTドコモ	福井県のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進に関する連携協定	災害時の衛星電話等の端末無償貸与や緊急メール等の配信	令和03年03月08日	未来戦略課
①-23	包括	●(株)ファミリアーmarkt	福井県と株式会社ファミリアーmarktとの包括連携に関する協定	商品の納入状況や店舗周辺の被害状況等の情報共有、被災者への応急生活物資の提供、訪問診療等に係る車両の店舗駐車場利用	令和03年03月15日	未来戦略課
①-23-2	包括	●あいおいニッセイ同和損害保険(株)	地域の安全安心に関する包括連携協定書	災害対策に関すること	令和03年09月08日	警察本部
①-23-3	包括	●東京海上日動火災保険(株)	地域の安全安心に関する包括連携協定書	防災・減災、災害発生時の対策等に関すること	令和03年09月08日	警察本部
①-24	包括	●(株)アトム	福井県の産業振興に関する連携協定	商品の納入状況や店舗周辺の被害状況等の情報共有、被災者への応急生活物資の提供	令和03年09月24日	産業労働部政策推進G
①-24-2	包括	●株式会社セブン-イレブン・ジャパン	福井県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携に関する協定書	災害等発生時の連携	令和03年11月12日	未来戦略課
①-24-3	包括	○千代田区	福井県と千代田区との相互発展に向けた連携に関する協定書	災害発生時の支援に関すること	令和04年03月22日	未来戦略課
①-25	包括	●セイノーホールディングス株式会社	福井県とセイノーホールディングス株式会社との包括連携に関する協定	災害時の物流支援に関すること	令和04年10月06日	未来戦略課
①-26	物資	●KOSEI株式会社	災害時等における自走式水洗トイレの活用にに関する協定書	被災地における自走式水洗トイレの提供 自走式水洗トイレの運搬、設置および撤去	令和05年03月31日	危機管理課
①-27	その他	●株式会社ベル	災害時等における施設利用に関する協定書	災害派遣隊の集結地及び宿営場所としての施設利用、警察用航空機のヘリポートとしての施設利用等	令和05年05月01日	警察本部
①-28	その他	●株式会社平和堂	災害時等における施設利用に関する協定書	災害派遣隊の集結地及び宿営場所としての施設利用、警察用航空機のヘリポートとしての施設利用等	令和05年05月01日	警察本部
		小計(その他)	34件	民間33団体		
	合計		181件	民間217団体		